

国土審議会 第10回特殊土壌地帯対策分科会

令和5年1月26日

【佐藤地方振興課長】 定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。座って進行させていただきます。

国土審議会特殊土壌地帯対策分科会の委員及び特別委員総数9名のうち、定足数であります半数以上の御出席をいただきましたので、ただいまから、国土審議会第10回特殊土壌地帯対策分科会を開催させていただきます。

私は、当分科会の事務局をお預かりしております、国土交通省国土政策局地方振興課長の佐藤でございます。議事に入りますまでの間、司会進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日の会議は、この会議室を拠点としたウェブ併用形式とさせていただきます。委員の皆様には、御協力をいただき、感謝を申し上げます。

それでは、会議の冒頭につき、本日の会議の公開と、国土審議会に関する手続につきまして申し述べさせていただきます。国土審議会特殊土壌地帯対策分科会運営規則第4条第1項の規定によりまして、会議は原則として公開ということとされております。したがって、本日の分科会でも、会議、議事録ともに原則公開することとしておりますので、あらかじめ御了承くださいますようお願い申し上げます。

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく特殊土壌地帯対策事業計画につきましては、法第3条の規定により、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が、国土審議会の意見を聴いて定めることとされております。このため、3大臣により国土審議会議長に対して諮問がなされ、国土審議会運営規則第7条第1項の規定に基づきまして、国土審議会議長より当分科会に審議が付託されたものでございます。

本日は、特殊土壌地帯対策事業計画（案）に対する御意見を、分科会の議決として、取りまとめていただきたく存じます。

この分科会の議決につきましては、国土審議会運営規則第7条第2項で、「分科会の議決は、国土審議会議長の同意を得て、審議会の議決とする」旨の規定となっております。

したがって、本日の分科会後に、分科会長名で国土審議会議長宛て御報告の上、同意をいただくという手続を進めまして、さらに、その後、国土審議会議長名で関係する大臣へ

意見を申し出る、このような手続になります。

それでは、議事に先立ちまして、改めて構成員の皆様を御紹介させていただきます。

分科会長の渡邊紹裕委員でございます。

【渡邊分科会長】 渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 田村圭子委員でございます。ウェブからの御参加でございます。

【田村委員】 よろしく願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 よろしく願いいたします。

石川芳治特別委員でございます。

【石川分科会長代理】 石川です。よろしくお願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 よろしく願います。

作野広和特別委員でございます。ウェブからの御参加でございます。

【作野特別委員】 島根大学の作野です。よろしくお願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 よろしく願いいたします。

平舘俊太郎特別委員でございます。ウェブからの御参加でございます。

【平舘特別委員】 九州大学、平舘と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 よろしく願いいたします。

中西茂特別委員でございます。ウェブからの御参加でございます。

【中西特別委員】 鹿屋市長の中西でございます。どうかよろしくお願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 よろしく願いいたします。

宮本旬子特別委員でございます。ウェブでの御参加でございます。

【宮本特別委員】 鹿児島大学の宮本と申します。よろしくお願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 よろしく願いいたします。

弓削こずえ特別委員でございます。ウェブでの御参加でございます。

【弓削特別委員】 佐賀大学の弓削と申します。よろしくお願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 よろしく願いいたします。

なお、濱田特別委員は、御都合により欠席との御連絡をいただいております。

次に、国土交通省からの出席者を紹介いたします。

木村国土政策局長でございます。

【木村国土政策局長】 どうぞよろしくお願いいたします。

【佐藤地方振興課長】 吉田大臣官房審議官でございます。

【吉田大臣官房審議官】 よろしくお願いいいたします。

【佐藤地方振興課長】 綱川水管理・国土保全局砂防部砂防計画課砂防計画調整官でございます。

【綱川砂防計画調整官】 綱川です。よろしくお願いいいたします。

【佐藤地方振興課長】 次に、農林水産省からの出席者を御紹介いたします。
青山農村振興局長でございます。

【青山農村振興局長】 青山でございます。よろしくお願いいいたします。

【佐藤地方振興課長】 佐藤農村振興局農村政策部長でございます。

【佐藤農村政策部長】 よろしくお願いいいたします。

【佐藤地方振興課長】 富田農村振興局農村政策部地域振興課長でございます。

【富田地域振興課長】 富田です。よろしくお願いいいたします。

【佐藤地方振興課長】 続きまして、木村国土政策局長より、御挨拶を申し上げます。
局長、よろしくお願いいいたします。

【木村国土政策局長】 国土政策局長の木村でございます。

本日は、委員の皆様、御多忙の折、当分科会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、国土交通行政の推進に御指導、御鞭撻を賜っております。この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。

さて、この特殊土壌地帯対策につきましては、御案内のとおり、昭和27年に臨時措置法が制定されて以来、同法に基づく事業計画に沿いまして、災害防除及び農地改良に関する様々な対策を進めてきたところでございます。

そして、一昨年(2021年)11月5日に開催させていただきました、前回の分科会におきまして、この臨時措置法の延長等について御審議をいただき、同法に基づく特殊土壌地帯対策を、引き続き強力で推進することが必要との御意見をいただきました。

おかげさまをもちまして、昨年(2022年)3月には、国会において、この法律の期限が、5年間延長されたところでございます。この法律延長を受けまして、特殊土壌地帯対策の新しい事業計画を、国として策定していく必要がございます。

本日の分科会におきましては、第15次になりますけれども、この新しい事業計画(案)につきまして、御審議いただくとともに、今後の特殊土壌地帯対策の進め方につきましても、皆様から忌憚のない御意見をいただければと存じます。

大変簡単ではございますけれども、冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日は、どう

ぞよろしく願ひいたします。

【佐藤地方振興課長】 ありがとうございます。

続きまして、農林水産省の青山農村振興局長から、御挨拶いただきたいと思います。

局長、よろしく願ひいたします。

【青山農村振興局長】 農村振興局長の青山でございます。

国土審議会第10回の特殊土壤地帯対策分科会の開催に当たりまして、対策の取りまとめの窓口を担当する農林水産省として、御挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、多忙の中、本日の分科会に御出席、御参画いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、農林水産行政、とりわけ特殊土壤地帯対策につきまして御理解、御支援を賜っておりますことに対して、御礼を申し上げます。

先ほど木村局長からお話ございましたように、特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法につきましては、前回の分科会におきまして、特殊土壤地帯対策について、現状と課題を御審議いただき、対策を引き続き強力で推進することという意見具申がなされまして、昨年3月に、法律の期限を5年間延長する改正が行われたところでございます。

特殊土壤地帯は、集中豪雨等による災害の多発など、依然として、多くの課題に直面しております。このため、特殊土壤地帯対策事業計画につきまして、近年の情勢等を踏まえた見直しを行い、関係省庁や関係県と連携しつつ、しっかりと対策を講じてまいりたいと考えております。

この後、事務方から計画案につきまして、御説明をいたしますので、ぜひとも忌憚のない御意見をいただければ、幸いです。本日はよろしく願ひいたします。

【佐藤地方振興課長】 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

議事次第、座席表のほか、資料が1から4及び参考資料が1から4となっております。以上の資料につきまして、不備等がございましたら、お知らせくださいますようお願いいたします。

なお、資料1につきましては、冒頭で申し上げました、諮問及び付託の文書でございます。議事の御説明は割愛させていただきますことを、改めて御了承願ひます。

ウェブで御出席の委員の皆様には、事前に事務局よりお送りしている資料を御参照いただくか、または、本日は各説明事項に合わせて資料を画面共有いたしますので、いずれかを御覧いただきながら御参加ください。

本日の会議は、ウェブ併用形式にて進行させていただきます。御来場いただいている委員は、発言方法等について、御不明な点や問題が生じた場合には、お近くの事務局職員まで、お声がけください。

ウェブで参加されている委員の皆様におかれましては、御発言されるときを除いて、音声の設定をミュートとしていただき、発言の御希望等がございましたら、手を挙げるボタンなどにてお知らせをいただきたいと存じます。渡邊分科会長の指名に従って、御発言をいただきたく存じます。御発言が終わりましたら、再度、同じボタンを押していただくと、手を下ろしていただくこととなります。音声もミュートに戻していただくようお願いを申し上げます。

なお、画像カメラにつきましては、原則はオン、つけている状態をお願いいたします。

また、御発言の際には、お名前をおっしゃっていただいてから、御発言をお願い申し上げます。御面倒をおかけしますが、御協力をお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、渡邊分科会長にお願いしたいと存じますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

【渡邊分科会長】

かしこまりました。

分科会長を仰せつかっております渡邊でございます。改めまして、皆さん、おはようございます。

年度末、学年末が控える中のお忙しい時期に御参集いただきまして、ありがとうございます。

また、事務局の皆さんも、御準備、お世話さまでございました。

1年と少し経ってのこの分科会の開催となります。この分科会の役割やこの間の経緯は、先ほど両局長からも御説明がありましたけれども、前回の分科会では、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の延長について、意見を申し上げたところでございます。それを踏まえて、法が5年延長ということで、昨年、改正されたことを受けて、国が策定する特殊土壌地帯対策事業計画、以降、事業計画と略して申し上げたいと思うのですが、皆様から御意見をいただくということになります。

頻繁に開催される分科会ではありませんけれども、非常に重要な、大事な審議の場だと私は改めて認識して、今日、伺った次第です。

これも、先ほどから両局長のお話がありましたけれども、忌憚のない御意見をいただけ

ればと思います。

それでは、議事に入ります。

議事は、今日は、特殊土壌地帯対策事業計画（第15次）の設定についてということですので。まず、事務局から資料を御説明いただき、その後、委員の皆様から御意見をいただくというように進めたいと思います。よろしく申し上げます。

資料2、資料3、資料4の設定についての関連の資料について、まず、事務局から御説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【富田地域振興課長】 それでは、説明をさせていただきたいと思います。農林水産省地域振興課長の富田でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元の資料の資料2、3、4につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、資料2でございますが、これは、第15次計画（案）の概要を簡単に取りまとめたものでございます。

資料3は、第15次の計画（案）の本文でございます。

資料4は、第15次の計画（案）と前の14次計画の対比をさせていただいたものというところでございます。

今回は主に資料2と資料4を用いまして、御説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料2でございます。

1ページを御覧いただきたいと思います。

今回の第15次特土計画の主な変更項目を整理しております。詳しくは、この後、対比表で御説明をさせていただきたいと思いますが、昨年度、この国土審議会の特土分科会で御議論いただきました、この特土法につきまして、依然として、指定地域においては、大きな被害が発生していること等から、特殊土壌地帯対策を引き続き強力で推進することが必要である旨の分科会の御意見をいただきました。

おかげをもちまして、令和4年3月に、単純延長という形で、この特土法の改正案が国会で可決されたところでございます。今回、この法改正に伴いまして、この事業計画、特土計画につきましても、更新する必要があるということになっているところでございます。

法改正自体は、単純延長でありましたことから、この大きく3つに分かれている計画の中で、3つ項目を挙げています。計画策定の意義、特殊土壌地帯対策の事業の概要、特殊土壌地帯対策の事業での配慮などの計画の構成や項目など、大きな部分につきましては、変更はしてございません。

14次計画からの変更点につきましてはということで、整理をさせていただきます。第14次計画設定以降に関連するいろいろな計画でありますとか、上位計画の見直しをされております。

例えば、食料・農業・農村基本計画、第5次社会資本整備重点計画などが見直しをされている。近年の特殊土壌地帯を取り巻く状況の変化でありますとか、前回の国土審議会特土分科会での委員の皆様方からいただいた御意見等を踏まえまして、その計画（案）を作成させていただいたというところでございます。

下段のほうになりますけれども、こうした変更点につきましては、まず、(1)の計画策定の意義の部分には、世界の食料需給をめぐるリスクの顕在化による食料安定供給の確保についての記載。

(2)の特殊土壌地帯対策の内容につきましては、第5次社会資本整備重点計画の策定による防災・減災、国土強靱化等への対応でありますとか、治水政策についての記載の加筆。

3番目、特殊土壌地帯対策事業での配慮等につきましては、特殊土壌地帯の特性の再認識の必要性でございますとか、特土事業の評価について、新しい視点で検討するという必要性があるという、委員の皆様方の御意見などを踏まえまして、それぞれ反映をさせていただいているというものでございます。

次、2ページを御覧いただきたいと思います。

第15次の計画（案）につきましては、先ほど申しましたとおり、第14次計画を基に、食料・農業・農村基本計画、第5次社会資本整備重点整備計画等、関連する計画の見直しでありますとか、近年の取り巻く状況の変化、前回の分科会での御意見を踏まえて、修正しているわけでございます。その各種見直しのポイントとして、内容が合致する計画の項目に、追記・修正する形で、作成をさせていただいているところでございます。

その内容を少し具体的に書かせていただいているものでございます。また、右側に、特殊土壌地帯対策事業というピンク色のハッチで例示してございますが、こちらにつきましては、事業再編に伴う事業名の変更以外は、特に現行計画の変更はないというところでございます。

こういったことで、今後も、適切な災害の防除、農業生産力の向上に努めてまいりたいと、まとめさせていただいているものでございます。

続きまして、資料4のほうに参りたいと思います。こちらは、対比表のほうで、計画の

見直しの内容につきまして、御説明をさせていただきたいと思います。

先ほど申しましたとおり、今回の特土計画の更新につきましては、前回の計画が5年前の計画ということでございますので、現況に合わせた修正、分科会での御意見等を参考に、作成をさせていただいているところでございます。

対比表は、一番左に、項目分けした番号をつけさせていただいてございまして、その隣に、現行の第14次計画、右側に、新しい、更新する第15次計画案となっております。

変更した箇所につきましては、赤字でアンダーラインを引いて、記載をさせていただきまして、項目の最後に青く記載しているものは、その変更の根拠等を、参考までに記載させていただいているところでございます。

説明に当たりまして、ページ数と、左に付記している番号を申し上げながら、説明をさせていただきたいと思います。

また、文脈に変化がない形で文章の適正化、文言修正をさせていただいた点につきましては、説明を省略させていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

まず、1ページ目でございます。項目番号の1番から6番までは、計画策定の意義というところに該当する部分になります。

まず、項目の2番の対策の役割と課題でございます。こちらは、第5次社会資本重点計画を踏まえまして、「自然災害が頻発化・激甚化する」ということに関わる部分を変更しているところでございます。

項目3番、特殊土壌地帯の現状でございます。特殊土壌地帯の特性について、「共通認識の醸成」という記載をさせていただいております。

こちらは、特土法の制定から70年を経過しているという状況の中で、先般の国土審議会でも、地域で特殊土壌が存在することは認識はしていても、その危険性に気づいていない人が多いとか、地域の認識不足によって、特殊土壌の問題が深刻化しているという面もあるのではないか。さらに、地域の方々が対策を講じる必要性を認識する必要があるなどの御意見が出されたということも踏まえまして、やはり、地域住民の中でも、この地域が特土地帯であるということを知らないということが、まだ想定されるのではないかということで、この追記をさせていただいたというところでございます。

次、項目の4番、農業面の課題でございます。「世界の食料需給を巡るリスクの顕在化に対応するため、国民に対する食料の安定供給の確保を図っていく」と記載をさせていただいております。

こちらにつきましては、世界的な情勢の変化を踏まえまして、食料・農業・農村基本計画を参考に、修正をさせていただきました。

また、法改正に関わる部分につきましては、文章の適正化の観点から、項目5番の社会資本整備面での課題の後に、整理をさせていただいているところでございます。

次、項目5番、社会資本整備面での課題でございます。こちらは、第5次社会資本整備重点計画を踏まえまして、「防災・減災、国土強靱化」に関わる部分を追記しているところでございます。

続きまして、次のページへ行きまして、項目6番、法改正と計画の策定でございます。先ほど説明をいただきました法改正に関わる部分につきましては、文章の適正化の観点から、こちらのほうに移動といいますか、整理する場所をこちらにさせていただいているというところでございます。「5年間延長された」ということを記載させていただいております。

次、項目の7番から13番までは、特土事業の概要と銘打ってございますが、こちらは、計画の特殊土壌地帯対策事業の内容という項目の部分になります。

まず、7番につきましては、法延長に伴う計画期間の変更についてを記載させていただくということで、令和4年度から令和8年度までと修正をしてございます。

項目9番の治水の部分ですけれども、こちらは、第5次社会資本整備重点計画を踏まえまして、記載ぶりを変更してございます。

次のページ、項目12番の農地の防災保全につきましては、農村地域防災・減災事業につきまして、例えば、令和2年の10月にため池特措法の施行がされて、現在、ため池整備は、非常に主たる事業として位置づけられているということから、14次計画から、ため池整備という形で記載を変更させていただいているところでございます。

次、同じページ、3ページの14番から19番につきましては、計画の項目3、特殊土壌地帯対策事業の実施に当たっての配慮というところに関する部分です。

まず、15番の事業評価でございます。

先般のこの分科会で、特土地帯は流出しやすいという特性で、コストが非常にかかるということで、ただ、そのコストパフォーマンスを見直すために、事業による効果を、より適切に見積もる必要があるのではないかというような御意見をいただいているところでございます。ここに、「事業の効果については、新たな視点による評価手法の検討にも努める」という記載を追記させていただいたというところでございます。

次、項目の17番でございます。ソフト対策連携ということでございます。3番と同様

に、この分科会での御意見を踏まえまして、「特殊土壌地帯の特性を再認識するような取組」というものを記載してございます。

農林水産業・地域の活力創造プランは、令和2年3月に改定されてございますが、こちらを踏まえて、「輸出促進」という記載をさせていただいております。

さらに、近年の世界的な情勢の変化を踏まえまして、「食料安全保障の強化」というものも、それぞれ追記をさせていただいているというところでございます。

次に、項目の18番、環境との調和でございます。こちらに、「グリーンインフラ等の新しい概念を取り入れた生態系への配慮」と記載をさせていただいております。こちらにつきましても、先般、分科会での環境と工事のバランスが重要等の委員の皆様御意見を踏まえまして、第5次社会資本整備重点計画を参考にしながら、加筆修正をさせていただいたというところでございます。

19番、中間報告でございます。2番と同様に、第5次社会資本整備重点計画を踏まえまして、「自然災害が頻発化・激甚化している」という部分の記載の変更をさせていただいているところでございます。

資料の説明につきましては、以上で、終わらせていただきます。

【渡邊分科会長】 御説明、どうもありがとうございました。

事務局から、事業計画（案）に対して御説明がございました。ここから、各委員の皆様御意見をいただきたいと思っております。実際の対象地域の状況やそれぞれの御専門の立場を踏まえて、御意見をいただきたいと思っております。

前回の分科会でも広く御意見をいただいたところで、先ほど事務局の御説明にあったように、既に今回の計画案に盛り込まれているところもあります。御自分の指摘されたところに関係するところの記述も含めて、御意見をいただけたらと思っております。

どなたからでも、何についてでも結構ですので、御質問も含めて、伺いたいと思っております。

【石川分科会長代理】 よろしいですか。

【渡邊分科会長】 石川委員、お願いします。

【石川分科会長代理】 すみません。石川でございます。

私は、砂防や治山など、川の上流のほうを担当しておりますけれども、ここでは、治山と治水のほうで、ライフラインなどといったことが重要であると書かれておりまして、非常によいことと思っております。

最近では、広域の豪雨が頻発しておりまして、そのために、洪水も起こっています。現

在、流域治水というものがあまして、上流から下流まで、切れ目がない対策ということで、水田なども含めて対策をしようとしておりますので、そういった流域治水の観点からも、こういったいろいろな事業を総合的に行うということは重要かと思っております。

最近では、再生可能エネルギーの関係で、特に西日本などは、太陽も多いところで、太陽光発電などの開発も行われておりますので、そういった際の注意事項としまして、こういった特殊土壌地帯では、災害も起こりやすいということで、そういった対策といえますか、そういったことも検討をしていただければと思っております。

以上でございます。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。委員の方から少し伺ってから、事務局にお考えを伺いたいと思います。

石川委員、今、最後に話されたところで、さらに検討したほうがいいというところは、今の計画案のどこかの書きぶりに関わってくるところはあるのでしょうか。

【石川分科会長代理】 後ろのほうになると思うんですけども、多分、環境調和のほうで、一番近いのかとは思いますが。

【渡邊分科会長】 具体的に、そのところをもう少し書き込んだほうがいいという、御指摘ですね。

【石川分科会長代理】 もしあれでしたら、そういった再生可能エネルギーを整備する場合には、特殊土壌であることに注意をしておりますか、考慮してということで、行っていただきたいと思っております。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。キーワードとしての再生エネルギーのことを、どこかに書き込んだことを検討したほうがいいのではないかと御指摘だということです。

【石川分科会長代理】 はい。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。

ほかの方、いかがでしょうか。少し続けて伺いたいと思います。私のところから、どなたが手を挙げているか見えないんです。

田村委員、お願いいたします。

【田村委員】

防災の面から、意見述べます。

文章自体は、現象に特化してお書きになっているかと思うのですが、こういった特殊土壌

のところについては、いわゆる土砂災害の危険が多くなってというような書きぶりで終わっているところが気になります。

この計画の文章もそうですし、今後この試みを、どう国民に広げていくかということが非常に重要かと思えます。もちろん、雨が降ることによって、地下水などがたまって、それが土砂災害につながるということかと思うのですが、それだけの記述では、なかなか伝わりづらい。

例えば、山裾まで宅地が迫っていることによって、土砂崩落によって、死者が多く出ること、その後の生活支障というようなことについても、広く影響が出るということについては記述がない。

特殊土壌の地域において、これまで手をこまねいていたわけではなくて、河川改修や砂防ダムなどを整備して、被害軽減をしているのだけれども、先ほど言及がありましたように、今、雨の降り方が変わっているので、それだけでは十分ではなくて、今後はより一層、危険が考えられるのだというようなことについても、国民に知っていただく必要があるかと思いました。

また、「台風」となっていますが、「台風」「豪雨」だけではなくて、例えば、地震災害が起こったときも、このような地域では地滑りや崩落が起こることは、よく知られています。

これまでは、地震による土砂災害については、東日本にあるような急傾斜地において、発生が多くなるということが一般的ではあったのですが、今、雨の降り方も異常になっているということがあれば、西日本の特殊土壌の地域のような比較的緩やかな土地であっても、雨がたくさんたまっているところに、地震が起これば、地盤被害も出るという可能性があります。よって、その辺りについても、ここに書くことが適切なのか、国民へ広報すべきと提言すべきなのかは分からないんですけど、記述が必要かと思えます。

特に全県指定されているところについて、県民の方たちが、そのことをどのぐらい認識されているのかという調査などがあったりするのでしょうか。特殊土壌の地域に住んでいる人々の認識の度合いについても気になりました。

根本的にそういった土地にお住まいだという認識を高めて、事前の知識を広げて、リスクをふまえて自分でいろいろと判断して、住まいであったり、避難ということを考えていただく必要がありますので、そういったこともこの計画のどこかに書いていただくということが適切かと思い、発言させていただきました。

以上です。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。

石川委員、田村委員から御提案と質問も頂きました。特に田村委員の御指摘について、御指摘の点が、既にどこかの記述で読めるのかどうか、あるいは、書き足す必要があるかということも含めて、事務局、御説明をいただけたらと思います。

【富田地域振興課長】 まず、石川委員の再生可能エネルギーのことです。こちらにつきましても、環境とのバランスなどといった面も、今回、いろいろ追記はさせていただいたところではあるのですが、特殊土壌の今対策に入れるかどうかということの検証も含めて、少し議論させていただいて、こちらで検討もさせていただきたいと思います。

今、田村委員のほうから、確かにこの国民の認識というものに対して、いろいろな角度から知ってもらう必要があるという御指摘かとは思っています。今回、生活インフラなどといった部分につきましても、例えば、要配慮施設があった場合でありますとか、ハザードマップの作成の促進でありますとか、コミュニティ機能の強化を推進するというような記載も、引き続き書かせていただいているところではございます。

その上で、今、我々として、本当に大事だと思っていることは、先ほどからも申し上げておりますとおり、やはり、国民に対する意識醸成・再認識という部分は、しっかりやっけていかなければいけないのかと思っているところでございます。

ここは、ぜひ今、田村委員のほうから御意見もありましたことも踏まえて、我々としても周知・広報の在り方をしっかり検討をさせていただいて、例えば、今、全県指定は5県あるんですけれども、これが、国土面積でいうと10%ぐらいのものではあるんですが、しかし、災害が発生している割合というのは、その倍ぐらいのシェアになっているわけでございます。

やはり、そういったことを、実は今回の法改正の国会の場で、我々もかなりPRに努めていたところではあるんですけれども、そういったことで、一般の国民の方にも、全県指定の方にも知ってもらう必要もあるのかとも思います。

そういったことも含めて、これから、周知、再認識の在り方については、我々の中で、その手法も含めて検討していきたいと思っております。

【渡邊分科会長】 先ほどの田村委員の御発言の最後にアンケートの実績などについての御質問がありました。

【富田地域振興課長】 それは、すみません、残念ながら、実はまだアンケート的なものを行った事例は私の手元にはないんですけれども、ということは、最近、やっていない

ということではあります。

今、申し上げたとおり、国土面積や被害がどれぐらい起きているということの客観的な既成事実のデータなどは、数字としては、あるんですけども、やはり、そういったことをしっかり公表していったり、周知していくことが必要かと思います。やはり、そういった意識調査みたいなものもやってみなければいけないのかもしれないと、今、再認識したところです。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。

田村委員の御発言は、私の想像ですが、広島や熱海などでの住宅地の被害をもたらした傾斜地の管理が広く注目されているというようなことも背景に、御意見されたのかと思います。

事務局の回答に対して、石川委員、田村委員、いかがでしょうか。さらに御発言をいただくことがあったら、伺います。

【石川分科会長代理】 特に結構です。検討していただければ、結構と思います。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。

田村委員、いかがでしょうか。

【田村委員】 田村としましては、ほかの自治体やホームページで広報することを意識したような、国の資料作りということがすごく重要で、「日本全体の地質がどうなっているかを認識する必要がある」「こういう特殊土壌が日本のどこにある」そして、「特殊土壌土地への法律整備がこのように進んでいる」「それでも災害が起こっている」ということも含めて、全般の啓発資料が必要かと思っております。何とぞよろしく願いいたします。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。

先ほど田村委員が指摘された案の1の2行目の「台風の来襲頻度が高く」という部分について、台風だけでいいのかというご質問であったと思うのですが、特土地帯の関係する気象事象の表現として、どういうものが適当かは再検討したほうがいいですね。

【富田地域振興課長】 はい。

【渡邊分科会長】 前も分科会で議論したように、線状降水地帯なども含めてですが、でも、対象地域がはっきりしているので、その表現については、専門的な視点から、少し見直してもいいかもしれないです。

【富田地域振興課長】 はい。分かりました。

【渡邊分科会長】 では、ほかの委員に続けて伺っていきます。

では、宮本委員、どうぞ御発言ください。

【宮本特別委員】 宮本でございます。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

計画（案）につきましては、全く異論はございませんし、文章の修正等を求めるものではございません。2つだけ、意見として、コメントをさせていただきたいと思います。

まず、資料4の11番です。道路防災に関してなんですが、ここでは、対象となっているものが、国道のみなのかと思うんですけれども、「落石のおそれのある箇所での防災対策を推進する」となっています。

ここに文章を加えていただく必要はないかもしれませんが、最近、国道は、整備は非常によく行われていて、災害の後等も復旧が非常に早いんですけれども、それ以外の道路、自治体の管理しているところ、あるいは、生活道路、林道は、災害の後の復旧が、非常に遅れてしまう。あるいは、この議論とは少し外れるんですけれども、道路標識等が、台風や倒木などで傷んだりする箇所が目についております。

町なかでも、道路標識も、道路に実際にペンキで塗ってあるようなものは塗り直しかなかなか行われないということなので、予算的にかなり厳しいのかとは思うんですけれども、特に国道以外の小さい道路、そういうところでの復旧、あるいは、道路標識の整備など、安全な生活を支えるという意味では、落石の防止以外にも配慮がかなり必要な部分があるのではないかと思いますので、その点につきましても、今後、少し御配慮をいただけたらと思います。

2つ目は、12番のため池についてです。私は、野外生物系が専門でございますので、ため池というところは、里山の自然環境の一部として、生物多様性を保全する上で、非常に重要な環境と認識しておりますので、防災工事等もちろん非常に重要なんですけれども、その際に、生物の多様性についても御配慮をいただけたらと思います。

以上でございます。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。

先ほどのように、もう一方、伺おうと思います。

中西委員、どうぞ御発言ください。

【中西特別委員】 ありがとうございます。

特土法の5年間延長が、昨年3月に成立、公布されました。まずは、農水省をはじめとする関係省庁の皆さん方の御尽力に、感謝を申し上げたいと思います。

また、昨年7月には、渡邊分科会長にも現地を見ていただきました。説明にありましたとおり、激甚化・頻発化する災害に対して、さらなる対策を推進してまいりたいと考えております。

私ども地方行政に携わる者として、特土法の趣旨に沿って、今後も安全安心のため、農地防災事業や農地生産力向上のための各種事業等を、引き続き推進してまいり所存でございますので、今後とも御指導・御助言を賜りたいと思います。

事業計画の内容については、特段異存はありませんが、こうして、発言の機会をいただきましたので、具体的な事業を実施している市町村として、少し要望も含めまして、お願いしたいということで、2点、お話をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、これまで農地防災事業や生産基盤整備事業等を実施してまいりましたが、大隅半島地域では国営畑かん第1号となる笠野原地区を皮切りに、現在まで、6つの地区で国営事業を推進してまいりました。

特土法の趣旨により整備した施設の機能を継続的に発揮していくことは、重要であります。これらの施設の老朽化対策・長寿命化対策が、現在の課題となっております。今後、それぞれのストックマネジメント事業を、継続的に実施していかなければならないわけで、財政的に大変厳しい関係市町村といたしましては、大きな地元負担につながっていくことが予想されております。

国営畑かんのダム本体工事につきましては、特土法に基づく補助率のかさ上げもございますが、ダム本体以外の老朽化対策等のストックマネジメント事業についても、同様の処置を検討していただければと考えております。

2点目は、本事業計画に対する意見として、県を通じて上げさせていただいておりますが、シラスをはじめとする特殊土壌地帯におきましては、浸食を受けやすい土壌で覆われておりまして、流出土砂量が甚だしく、下流にあるダムや河川、ため池等に流入する土砂も多いと感じております。

特殊土壌地帯でない他の地域のダムなどの堆砂土は、どのぐらい違うのかというエビデンスは持ち合わせておりませんが、堆積した土砂をしゅんせつする頻度や負担も大きいことから、現在、令和6年度までとなっている緊急浚渫推進事業につきましては、期限を設けることなく、継続的に実施できるようお願い申し上げますとともに、特殊土壌地帯においては、交付税措置率のかさ上げについても検討していただきますよう、特段の御配慮をお願いしたいと思います。

以上、本省のほうで御検討していただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【渡邊分科会長】 どうもありがとうございました。

宮本委員、中西委員からは、計画の案に対しては、特段異存はないという前提で、幾つか御要望がありました。それを踏まえて、事務局で、今、お答えいただくことがあったら、お話しさせていただきたいと思います。

【富田地域振興課長】 まず、宮本委員のほうからございました道路の関係でございます。記載のほうは、「落石のおそれがある箇所等で」ということで、防災的なことをメインに書かせていただいております。

それとはまた別のというか、関連する視点で、例えば、林道でありますとか農水省でありますとか、農道でありますとか、そういった部分につきましても、やはり、今後の道路のメンテナンスだとか、維持管理に関する支援の要望は非常に多くございます。そういった面での対応というのは、農水省としても、また関係省庁とも連携して、しっかりやっつけていかなければいけないと思っております。

ため池の生物の多様性につきましては、これは、例えば、土地改良事業の中で、ため池を整備する場合であっても、土地改良法の中にも、事業実施する場合には、必ず環境配慮をしてやることという項目がありまして、それも計画の中に織り込みながら実施することになってございます。事業の評価の面でも、そういった環境配慮や生態系配慮につきましては、積極的に評価していくというようなことを考えて、取り組んでございます。そちらにつきましても、引き続き、しっかり研究を進めながら、やっていく必要があると考えているところでございます。

中西委員からいただきました、ストックマネジメントのダム本体以外の事業費の補助率のかさ上げということでございます。国営事業の補助率のかさ上げというのは、いろいろな面でトライアルしても、なかなか、非常にハードルが高いという部分はございます。

いろいろな工夫をしながら、地域の方々の御負担を少なくするような措置も、少しずつ工夫してやってございますので、そういったことにつきましては、また、省内でもしっかりと共有をさせていただいて、できるだけ地域に優しいような工事業の進め方をやっていく必要があるのかと思っております。

2点目のしゅんせつ事業の実施につきましても、関係省庁ともしっかり連携をして、継続的に実施できるよう、また努力をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。

事務局のお考えを御説明いただきましたけど、宮本委員、中西委員、いかがでしょう。さらに御発言をいただくことがあったら、どうぞお話しください。

【宮本特別委員】 宮本でございます。御回答をいただきまして、ありがとうございます。よろしく願い申し上げます。

【渡邊分科会長】 中西委員、どうぞ。

【中西特別委員】 ありがとうございます。今後とも、本省において、行政は、今は財政状況は大変に厳しいですので、できるだけ配慮をしていただくよう、よろしくお願いいたします。

【渡邊分科会長】 御確認、ありがとうございます。

お二人だけではなくて、今の話題になった点に対して、他の委員の方、何か御意見があったら伺いますが、よろしいでしょうか。

では、まだ御発言をいただいていない委員にお願いいたします。

平舘委員、どうぞ御発言ください。

【平舘特別委員】

九州大学の平舘です。

私は土壌学を専門としておりまして、食料生産などに関わっているもので、今回の改定案の中で、食料安定供給ですとか、食料安全保障、輸出の促進が入っていることは、非常にありがたいと思います。農家の方々にとっては、非常に勇気をもらえる、とても素晴らしいアイデアだと私は思いました。

また、生態系への配慮も記載されており、私とすると、非常に歓迎したいと思っております。

この中で、少し質問があるんですけども、やはり、この法律としますと、防災機能を殊に付与する、評価するということではないか、これが趣旨ではないかと思えます。食料生産性を上げて、輸出もできるような農地にするという農法を入れると、必ずしも防災にプラスになるものばかりではないかもしれませんが、この辺が法律の中でどのように運用していくのかということが、少し疑問に思いました。

恐らく、防災機能を持った農法もあるでしょうし、これからそういう技術を開発していくという視点も中に入っているのかもしれませんが、そういう防災機能を持って、なおか

つ生産性がある程度確保できる、そういった手法・管理をこの特土法の中でサポートするという事なのか、あるいは防災機能とは別に、独自にこういう場所で食料生産を上げていこうとしているのか。どちらにウエートがあるのかが、ここでは分かりにくいと思いますので、ここを少し御説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

平館委員に確認させていただきたいのですが、今、防災機能という話をされました。営農の多面的機能としての防災ということと、農地の災害をもたらさない営農ということもあると思います。防災機能というのは、多面的機能としての農地の機能、役割について、お話しになったと理解させていただいてよろしいでしょうか。

【平館特別委員】 多面的機能というよりは、私は、防災、斜面崩壊や、この法律の中で主に挙げています土壌侵食のことを主にイメージして、申し上げておりました。農法によっては、土壌流出を促進してしまうような農法もあるかと思しますので、この辺の兼ね合いです。そういう農法を促進してしまうと、最初の問題点のところ少し弱くなってしまうこともあるのかと思ひまして、この辺をどのように整理されているのかということをお聞きしたいと思ひました。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。農地を保全する仕組みを取り入れた営農のありかたについて、仰ったのですね。

【平館特別委員】 そうですね。それが恐らく趣旨ではないかと思ひんですけども、そこが少し不明確に見えますので、まずは趣旨をお伺ひしたいと思ひまして、発言をさせていただきました。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。

では、事務局、今の点、いかがですか。佐藤部長、お願いします。

【佐藤農村政策部長】 農林水産省の農村政策部長の佐藤でございます。

平館先生の御質問の点ですが、特殊土壌法の第1条の目的規定が、そもそも、特殊土壌地帯の保全と農業生産力の向上とを図ることを目的とすると、もう明記してございます。当然ながら、農業生産力の向上を追求するあまり土壌崩壊につながるようなことはあってはならないというスタンスを、この法律の冒頭で明確にしているということですので、そういった観点で、これからも対応を取り組んでまいりたいと思ひております。

【渡邊分科会長】 平館委員、今の御説明はいかがでしょう。

【平舘特別委員】 明確な御回答、ありがとうございました。

そうしますと、こういう防災、斜面崩壊、土壌流出を防ぎつつ、農業生産を上げていくような技術を、引き続き開発していく必要があるということになるのかと思いました。どうもありがとうございました。

【渡邊分科会長】 ありがとうございました。

ほかの方はいかがでしょうか。

弓削委員、伺います。作野委員、その順で伺います。

弓削委員、どうぞ御発言ください。

【弓削特別委員】

佐賀大学の弓削です。

私は、主に資料4について、質問やコメントをさせていただきたいと思います。

まず、3ページ目の15番目の項目です。事業評価のところになります。私は専門が農業水利や農村環境でして、その立場から、九州農政局の国営事業や、補助事業の評価をさせていただいています。

今年、鹿児島県の補助事業の土地改良事業で、特殊土壌地帯であることを踏まえた事業効果を算定いただいていることを伺いました。この場での議論が、実際の現場に活かされて、活用いただいていることが、非常にありがたく思いました。今後も、より適切に事業の効果を評価いただけるよう、手法のより一層の改善をお願いできればと感じております。まず、これは、コメントになります。

この資料に関して、3点ほど、質問というか、意見があるのですが、まず、今、出している3ページ目の12番目です。ため池の表現があったかと思えます。「ため池の防災工事」という表現が付け加えられたんですが、この表現を拝見しますと、非常に限定的な印象を受けました。

もちろん、農水省さんがため池の防災事業に力を入れていらっしゃることは理解しているんですが、特殊土壌地帯に指定されている県の中には、ため池が比較的少ないといった県もありますので、できることならば、防災事業全般を指すような表現にさせていただいたほうがいいのではないかという印象を受けました。まず、これが最初の質問と意見です。

2番目が、同じ3ページの17番目のソフト対策の中について、「輸出促進」という文言が4ページ目のほうに入っていると思えます。恐らく、これは、国内の農産物の消費拡大の観点から付け加えられたのかと思えますが、それに対して、国内向けの消費拡大という

ところが、表現として少し不足しているような印象を受けました。

これについては、1 ページ目の4 番目の項目です。農業面の課題の中で、「国民に対する食料の安定供給」という表現があって、ここにもしかしたら入っているのかなと思ったんですが、たしか基本計画の中には、それに向けた地産地消や食育などの具体的な方法が挙げられていましたので、そういったものも盛り込んでいただけると、分かりやすいものになるのではないかと思います。

最後なんですけれども、4 ページ目の18 番目の項目で、環境との調和にあって、最後に、「生態系への配慮」ということを付け加えていただいています。

この表現が悪いというわけではないんですが、土地改良事業における環境への配慮というのと、生態系だけではなくて、生態系と景観が主要なものとされていると理解していますので、その辺りと整合が取れるようにしていただけるといいのかなと思います。

以上です。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。

具体的な御指摘もいただいたので、後で事務局にお考えを伺います。

案の15 番目のポイントについて、御質問の前に、一般的にお話しになりましたけど、この修正は、前回の分科会で、弓削委員の御発言があったことを踏まえて、加筆された案が用意されたと私は理解しているのですが、この表現は適切かということも、後でまた伺おうと思いますので、御確認ください。

それでは、作野委員、続けて伺います。どうぞ御発言ください。

【作野特別委員】 よろしくお願ひいたします。私のほうは、人を対象にして、地域のことやコミュニティの研究をしている立場から、発言をさせていただきます。

同じく資料4 で、御説明を申し上げますと、3 点ぐらい発言があります。

まず、1 点目は、番号3 番のところよろしいかと思います。ここで、地域の「共通認識の醸成」という言葉が出ておまして、これは、非常によろしいことかと思うんですが、一方で、御存じのとおり、地域コミュニティは、どんどん縮小していっています。重要性は理解しても、なかなか動けないという現実があります。

それに対応する意味でも、教育、特に学校教育で、こういったことを積極的にやっていく必要があるのではないかと考えます。実際、新しい指導要領では、高等学校に地理総合が導入されておりますので、そういう認識は、かなり深く、全面的に受け止めていらっしゃいますが、この法において、どのようなお考えで教育を進められるかということが気に

なります。

ほぼ同様のことは、番号17番でも言えるのではないかと考えております。ソフト対策のところでは、4ページ目で、上から2行目の最後のところで、「コミュニティ機能」と書いてありまして、このこと自体は、全く異論はないんですけれども、並行して、学校教育、子供たちへの教育が必要なのではないかという点を、まずお伝えしたいと思います。

2点目として、少し番号を戻りますが、10番のところでございます。これは、以前は、「斜面づくり」というものを、「地域づくり」とすることは、全く意味は違うんですけれども、私は、ここに「地域づくり」を書いていただいて、非常に賛成です。

意見としては、その部分ではなくて、その直前のところなんです、「安全で災害のない地域づくり」と書いてありますが、私は専門ではございませんが、「災害のない」というようなことを、最近、あまり言わないのではないかと。減災とか災害が起きにくいとか、あるいは、災害が起きても対応ができるような柔軟な地域づくりを進めるということが大切ではないかと考えておりますが、表現として、いかがでしょうかということです。

最後、3点目です。これは、資料4に基づかず、もしかしたら本文に書いてあることかもしれないかもしれませんが、特殊土壌地帯、特に真砂土の地帯で、植林によって災害が激化しているのではないかとと言われております。

直近のところでは、福岡県の朝倉市などでの災害が、そうだとされております。その因果関係は私は全く分かりませんが、そういう植林等の問題、あるいは、産地の土地利用の問題というのは、どんなふうに捉えるべきか。これは、私はこうしたほうがいいのかという意見ではございませんが、もしこの改正に当たって、計画の改定に当たって、ここに書いてあるとか、こういうアイデアだということがありましたら、御説明をいただければと思います。

私からは以上です。よろしくお願いいたします。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。

弓削委員、作野委員から、具体的な記述についての御質問や御意見がありました。事務局、一つ一つ、お答えいただけますか。

【富田地域振興課長】 ありがとうございます。

まず、弓削委員からの御意見です。ありがとうございます。九州農政局のほうで評価委員をやっていただいて、ありがとうございます。事業効果につきましては、前回、御意見をいただいたことも踏まえて、今年度、農政局のほうにも、県のほうにも、特土地帯を踏

まえた効果算定をしましょうと、少し呼びかけもさせていただいておりますところ、早速、鹿児島の方で、そういった評価をしていただいたことは、我々としても非常にうれしいと思っておりますので、引き続き、努力をしていきたいと思っております。

書きぶりについて、3点ほど、御意見をいただきました。

まず、12番のため池の限定的だという御意見でございます。確かに、特殊土地地帯の県というのは、ため池の少ない県もございまして、周りの文章やいろいろな計画との整合性も見ながら、少し検討をさせていただきたいと思っております。

17番です。輸出促進に関しましても、例えば、地産地消でありますとか食育などといった面につきましても盛り込んでどうかという御意見でございました。国内向けの、食料安定供給や食料安全保障というのは、今回、大分書き込ませていただいたんですけども、また、違った切り口で、その算段として、地産地消だとか食育といった点も盛り込めるかということも、上位計画の基本計画等を踏まえて、検討をさせていただきたいと思っております。

18番目の環境につきましても、土地改良法は、生態系だけでなく、景観配慮のほうも重視していることは、確かにそのとおりでございます。こちらにつきましても、書きぶりのほう、こちらでも少し検討をさせていただけたらと思っております。ありがとうございます。

作野委員からの御意見で、学校教育のところ、どういうふうにやっていくかということ、確かに、これまで、特土法は70年の歴史があるわけなんですけれども、今、いろいろな特土の情報伝達の媒体が、なかなか、実は、そうたくさんあるわけではないということでございます。

おっしゃったように、まさしく地域学習への働きかけなどといったことも、今後、本当に必要になってくるんだと思っております。先ほど、そういった周知の度合いがどうなっているのかというデータがあるのかという御意見もございましたが、そういったことも含めて、しっかり分析をして、学習への働きかけということも検討していきたいと思っております。

先ほどの計画の中で、10番の「災害のない地域づくり」というところでございますが、確かにおっしゃるとおり、ノーリスクという地域というのは、なかなか難しいわけでございます。そういったリスクに、対応が柔軟なとか、起きにくいなどといった防災・減災の観点なども含めて、こちら、上位計画等を踏まえて、整合性を取りながら、加筆修正ができるか、検討してみたいと思っております。

植林で、災害が激化しているのではないかと言われていたということに関して、土地利

用の問題など、どう捉えているかというような御質問でございます。

実は、なかなかそういった知見というものが蓄積されたものがあるわけではないんですけども、ただ、例えば、林野庁のほうで、平成30年の台風で風倒被害森林というものがあまして、その森林のところで崩壊のリスクがとても高いということが、調査の結果、分かったという経験もありました。

そういったことで、それはなぜかということ、根茎による緊縛力が低下したということで、危険性が高いということになったということです。そうしたことで、対策や留意点をまとめて、林野庁のほうから周知を図っているという事例もございます。

なので、植林で、災害が激化しているかどうかということ逆のことなのかもしれませんが、やはり、根茎がしっかり到達しているかどうかということで、災害が起きにくいのか、どうかというようなことになるのかとも思います。

そちらにつきましては、また今後、いろいろな面で、調査や研究を進めていく必要があるのかと思いますので、御意見をいただいております。今後の参考にさせていただきたいと思っております。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。具体的に表現等を事務局で検討するという部分と、少し長期的に考えていきたいという、両方の対応があったと思います。

まず、弓削委員から伺いましょうか。作野委員と、順番に伺おうと思っております。

弓削委員、先ほど、私から伺った案の項目15番です。私は、ここの表現に明確でない部分があると思います。「新たな視点による評価手法の検討」ということが、「新たな視点で評価する手法の検討」なのか、「評価手法を新たな視点で検討する」かが、明確ではありません。今申し上げた二つも大きな違いはないのですが、ここの記載は弓削委員の御指摘を踏まえたものであると思うので、ここの書きぶりについて、改めてコメントをいただけたらと思います。

先ほどの事務局の回答につきましても、コメントをいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【弓削特別委員】 佐賀大の弓削です。

渡邊先生、ありがとうございます。

まず、書きぶりについて、先ほど事務局に御回答をいただいたとおりで、異論ございません。よろしくお願ひいたします。

渡邊先生の御意見なんですけど、確かに、私は去年、こういう意見を申し上げて、反映い

ただいたと思っております。恐らく、新たな視点というのは、私の想像ですと、いろいろな意味があって、例えば、その特殊土壌地帯であることによって、コストがかかるとか、より流出しやすいので、環境配慮にも気を遣うなどといったものが盛り込まれているのではないかと想像しております。

そういった意味でいくと、この書き方で基本的に理解することができると思います。実際、事業効果の評価のところですが、九州農政局のものを拝見しても、この表現で問題ないと考えます。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。もう少し具体的に書く必要があるのかどうか、あるいは、適当な表現はなく、まずは新しいことを考えないといけないという表現にとどめるのかということだと思っております。事務局案は、どちらかというところ、今申し上げた後者の対応ですね。何か新たな取組が必要という表現でよいでしょうか。

【富田地域振興課長】 そうですね。実際に、今年、多分、鹿児島県がやられたというのは、先ほど弓削先生が言った、特土地帯のコストがかかってしまうということで、例えば、崩壊しやすい土地で、復旧すべき農地面積の考え方を少し広めにしたなどといった、新しい視点が入ったのではないかと思います。

そういったことも含めた新しい視点というものが、これまでなかなか効果算定の中になかったということで、そういったことを含めて、「新しい視点での評価手法の検討」と書かせていただいたということは、我々としても、多分、今、弓削先生と思いは一致しているのかとは思っています。渡邊分科会長、そういうことかと思っております。

【渡邊分科会長】 今の御説明も踏まえて、新たな視点をとるところを、より具体的に書けるかどうかを含めて、再度、事務局で御確認いただくということで、いかがでしょうか。ありがとうございました。

【弓削特別委員】 渡邊先生、もう1点、追加でよろしいでしょうか。

【渡邊分科会長】 どうぞ御発言ください。

【弓削特別委員】 今回、補助事業で、評価に挙がっていた鹿児島県の事業は3つありまして、同じ鹿児島県内の事業であっても、特殊土壌地帯であることの対策だとか、抱えている悩みなどというものは、本当にそれぞれ違っているということを感じました。なかなか、今は新しい視点としか言いようがないのかということも感じております。

ですので、先ほど富田課長からお話があったように、今後、より工夫を御検討いただくということで、お願いできればと思っております。

以上です。

【渡邊分科会長】 御確認、ありがとうございました。

では、作野委員、伺います。どうぞ。先ほどの事務局の回答で、いかがですか。

【作野特別委員】 ありがとうございます。

1点目と2点目につきましては、おっしゃったとおりだと考えております。

3点目は、植林という言葉をつまみ出してしまいましたが、当然、因果関係など、説明は難しいと考えております。私の立場としては、むしろ人が山に入らなくなった、人と山との関わりが薄くなっていることが災害を誘発しているかどうかはともかく、まさに土壌の恩恵や危険性も認識が薄くなっているといったような側面であれば、この計画に一定程度、盛り込んだり、考え方が反映するのではないかと思って、聞かせていただきました。

取りあえず、この件は、私からは以上です。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。

さらに、事務局、何か御発言はありますか。よろしいですか。

【富田地域振興課長】 結構です。

【渡邊分科会長】 作野委員、ありがとうございました。

一通り、委員の皆様から、御意見、コメントをいただきましたが、全体を通して、さらに御発言をいただくことがあったら、遠慮なく御発言ください。よろしいでしょうか。

私からもお伝えしたいことがあります。一つは、今回の計画案は、上位計画や関連の計画を踏まえて書きぶりを整えていることは非常によかったと思います。それを踏まえて、2点コメントします。

一つは、冒頭、石川委員が、キーワードとして挙げられました流域治水は、最近、広く取り上げられるようになっていきます。その国の施策の位置づけとしての詳細を私が把握できていないところもあるのですが、これだけ取り上げられているのに、現在の案には記載されておらず、流域治水の位置づけを、どう考えるかということが、1点目です。

2点目は、例えば項目の4番にある、食料需給、状況に対応して、「食料の安定供給の確保を図っていく必要がある」ということは、上位計画に書かれているので、ここでは特土計画として「それを確実にするために、取り組む必要がある」という書きぶりにしないといけないと思います。この点に留意して、全体を見直していただきたいということが、提案です。

以上です。

【富田地域振興課長】 ありがとうございます。

今、言っていただいた2点につきまして、流域治水の位置づけについては、確認させていただいて、検討していきたいと思います。

2点目は、「食料安定供給の確保を図っていく上での取組」という書きぶりということですね。

【渡邊分科会長】 そうです。

【富田地域振興課長】 それも検討していきたいと思います。ありがとうございます。

【渡邊分科会長】 御検討いただきたいと思います。

そのほか、よろしいでしょうか。

ここまで、各委員の御意見を伺うと、事務局で御用意いただいた計画案について、基本的な構成や内容については特段の御異論がなく、個々の御指摘については事務局で検討されるということですので、基本的には、この分科会として、必要な修正を加えたこの計画案を了承するというのと理解します。

基本的には表現の修正であると思うので、文言の修正、用語の修正につきましては、対応を分科会長に御一任いただき、案を了承することをこの場の判断としたいと考えます。いかがでしょうか。

【石川分科会長代理】 結構でございます。

【渡邊分科会長】 御異論ございませんか。

ありがとうございます。

では、そのように計画案を基本的に了承し、文言などの記述については、分科会長に御一任いただいたということにさせていただきます。

御意見、ありがとうございました。継続して、また、御意見等をいただく機会があらうかと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

そうしますと、ここまでで、よろしいですか。

【田村委員】 分科会長、すみません、一言だけ。田村です。

【渡邊分科会長】 どうぞ御発言ください。

【田村委員】 先ほど降雨のことについて、台風だけではないのではないかというお話をしましたが、国交省では「集中豪雨、局地的な大雨、台風による大雨等」という文言を使っているようですので、御参考いただければと思います。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。今の御指摘も、文言の調整の中で検討するということになるかと思えます。ありがとうございます。

それでは、先ほどの御判断をもって、議事（１）は終了とさせていただきます。

議事（２）がその他ということになっていますが、特にこの場で御発言をいただくようなことはありますでしょうか。

事務局もよろしいでしょうか。

それでは、これで議事を終了させていただきたいと思えます。

それでは、進行を事務局にお返しします。ありがとうございます。

【佐藤地方振興課長】 渡邊分科会長、ありがとうございます。

それでは、閉会に当たりまして、吉田国土交通省大臣官房審議官より、御挨拶を申し上げます。

【吉田大臣官房審議官】 着座のまま、失礼します。国交省審議官の吉田でございます。

閉会に当たりまして、一言、御礼の御挨拶を申し上げます。委員の皆様方には御多忙中のところ、当分科会に御出席いただき、また、長時間にわたり御審議を賜りまして、誠にありがとうございます。

特殊土壌地帯対策事業計画につきましては、本日の御審議、御意見をしっかりと受け止めて、３省において速やかにまとめさせていただきまして、今年度中には関係の県に通知させていただこうと考えているところでございます。

関係省庁及び関係自治体の密接な連携の下、引き続き、特殊土壌地帯対策に取り組んでまいり所存でございます。今後とも皆様方には御指導、御鞭撻を賜りますようお願いいたしまして、御礼の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

【佐藤地方振興課長】 ありがとうございます。

最後に、事務局からの連絡事項でございますが、本日お配りいたしました資料につきましては、お席にそのまま置いていただければ、後ほど事務局から送付させていただきます。

また、本日の議事録につきましては、後日、各委員に御確認をお願いした上で公表させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、国土審議会第１０回特殊土壌地帯対策分科会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。

— 了 —